

基勞発0621第1号
平成23年6月21日

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成23年1月27日付け宮崎労発基第18号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

██████に発症した白血病の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、██████に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成23年6月14日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長	米	倉	義	晴
	明	石	真	言
	草	間	朋	子
	伴		信	彦
	別	所	正	美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 [REDACTED] 骨髄性白血病
- (5) 発症年月日 [REDACTED]
- (6) 労災請求年月日 平成21年1月14日 (療養補償給付)

2 請求の趣旨

[REDACTED]

3 被災労働者の放射線業務の内容

[REDACTED]

4 被災労働者の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばくの状況

[REDACTED]

(別紙1参照) であり、 [REDACTED]

① [redacted]、就業中は胸ポケットに常時フィルムバッジを装着していた。
[redacted]フィルムバッジで計測された累積被ばく線量は [redacted] である。

② [redacted]、就業中は常時ガラスバッジを装着していた。
[redacted]ガラスバッジで計測された累積被ばく線量は [redacted] である。

③ [redacted] 就業中は常時ルクセルバッジを装着していた。
[redacted]ルクセルバッジで計測された累積被ばく線量は [redacted] である。

④ [redacted] 装着した線量計は、[redacted]フィルムバッジ、[redacted]ポケット線量計であり、就業中はいずれかを着用していた。
[redacted]フィルムバッジによる測定値と [redacted]ポケット線量計による測定値の累積被ばく線量は [redacted] である。

(2) 内部被ばくの状況

[redacted]

(3) 事故的被ばくの有無

事故的被ばくについては、

[redacted]

5 被災労働者の放射線業務従事期間について

(1)

[redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

(3) [Redacted]

[Redacted]

(4) [Redacted]

[Redacted]

上記により、被災労働者の放射線業務の従事日数の総計は [Redacted] である。

6 被災労働者の療養の経過等について

[Redacted]

第2 検討会の判断

1 被災労働者の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

被災労働者の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく管理記録より [Redacted]
[Redacted]

(2) 内部被ばく

被災労働者の内部被ばくは、 [Redacted]

(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは [REDACTED]

以上のことから、被災労働者の累積被ばく線量は [REDACTED] と判断する。

2 業務上外について

(1) 白血病の認定基準について

電離放射線に係る業務上外の認定基準においては、白血病に関して次の認定要件を定めている。

- ①相当量の電離放射線に被ばくした事実があること。
- ②被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。
- ③骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること。

①における「相当量」に関しては、業務により被ばくした線量の集積線量が次式で算出される値以上の線量をいうものとされている。

$$0.5 \text{ レム} \times (\text{電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数})$$

※ 1レム=10mSv

(2) 結論

ア 被災労働者に発症した疾病は、[REDACTED] の診断結果から [REDACTED] 骨髄性白血病と判断される。

当該疾病の発症時期については、[REDACTED] とするのが妥当である。

イ 被災労働者の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関しては、

[REDACTED]

ウ したがって、認定基準が業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線被ばくに対応する累積線量は、 $5\text{mSv} \times [REDACTED] = [REDACTED]$ とするのが妥当である。

以上により、被災労働者の被ばく線量である [REDACTED] は認定基準に掲げる被ばく線量を下回っていることから、被災労働者に発症した「[REDACTED] 骨髄性白血病」は、放射線業務に起因して発症したものと認められないものと判断する。



